

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第14回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成22年12月20日(月) 午後3時30分～午後5時
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市市民参画推進条例(案)のパブリック・コメント手続について (2) 北本市協働推進条例及び市民活動促進施策の検討の進め方について (3) 協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 北本市市民参画推進条例(案) 3 協働推進及び市民活動促進のためのアンケート実施について 4 市民活動団体・グループへのアンケート(案 ver.20101220)

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第14回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
河井委員長	<p>2 あいさつ 委員の皆さんには、年末の気ぜわしい中集まっていた。本年は市民参画推進条例（案）を中心に検討を進めてきた。新年からは、引き続き協働推進条例と市民活動促進施策を一体的に研究していく。</p>
河井委員長	<p>3 議 題 (1) 北本市市民参画推進条例（案）のパブリック・コメント手続について 本議題について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>市民参画推進条例（案）について、第13回市民検討委員会（11月12日開催 庁内検討委員会委員との協議）以降の検討過程を御説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13回市民検討委員会での協議内容を踏まえ、第4回庁内検討委員会（12月15日開催）でパブリック・コメント案を策定した。この案について第2回自治基本条例推進本部（12月21日午前開催予定）の了承を得た後、パブリック・コメント手続に入る予定である。 ・市民参画推進条例（案）の検討過程を、第2回自治基本条例審議会（12月21日午後開催予定）にも報告する予定である。 <p>以下、市民参画推進条例（案）について、第13回市民検討委員会（11月12日開催 庁内検討委員会委員との協議）以降の主な変更点を御報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『北本市市民参画推進条例案』（以下、『条例案』）「6-1 市民参画の対象(4)」の「公共の用に供される大規模な施設の整備」のうち「大規模な施設」の定義は、設置に係る事業費が5億円以上の施設とし、その旨を施行規則に明記する。 ・『条例案』「11 附属機関等」については、北本市自治基本条例第19条において委員の一部を公募により選任するよう努めるとした形で行政の努力義務が課されており、また『北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱』において委員の詳細な選任基準が定められているため、市民参画推進条例には「附属機関等」の項目を記載しないこととした。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長 事務局	<p>・『条例案』「18 市民参画推進評価機関」については、「北本市市民参画推進審議会」を設置することとした。市民検討委員会からは現行の「北本市自治基本条例審議会」を市民参画推進評価機関に位置づけるべきだとする報告がなされていたが、庁内検討委員会で精査した結果、自治基本条例全体を審議する「北本市自治基本条例審議会」とは別個の附属機関を新たに設置する必要があると判断した。「北本市市民参画推進審議会」については、今後検討を進める協働推進条例が成立した後に、市民参画推進条例と協働推進条例の両条例の推進評価を行う機関に改めることを想定している。</p> <p>・市民参画推進条例の施行日は平成23年4月1日を想定し検討を進めてきたが、平成23年10月1日施行と改め、市民や行政職員に対する周知期間を確保したい。</p> <p>・市民参画推進条例（案）のパブリック・コメント手続は12月27日以降の1か月間を予定している。</p> <p>以上です。</p> <p>設置に係る事業費が5億円以上の施設とは、どの程度の規模か。</p> <p>金額をどの程度に設定すべきか、またそもそも基準金額を明記すべきか否かについて、庁内検討委員会の場でも盛んに議論がなされました。</p> <p>結局、第13回市民検討委員会における協議内容と同様、「大規模な」を明記しなければ際限がなくなってしまい効果的な市民参画がなされないと危惧する声が大きく、「大規模な」を明記することにしました。</p> <p>「大規模な」を明記する場合、その金額等の客観的な基準を定めなければ「大規模な」を明記しない場合と問題は全く変わらないため、具体的な金額の検討を行いました。</p> <p>既に市民参画推進条例を施行している他自治体の例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10億円以上（和光市・坂戸市・日高市・兵庫県西宮市・山口県周南市・滋賀県栗東市） ・ 5億円以上（千葉県四街道市・千葉県印西市・北海道苫小牧市） ・ 建設費3億円以上かつ建築面積1,000㎡以上の施設（福岡県宗像市） <p>といった規定がありました。</p> <p>このうち、「10億円以上」とすると、市民参画の対象(4)に限れば</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>北本駅西口駅広再整備事業（約6億円）が「市民参画の対象」にならず、これでは市民検討委員会に納得していただけないだろう、という結論に達しました。北本駅西口駅広再整備事業は、第3回市民検討委員会等で「北本市における現行の市民参画の『問題』例」としてたびたび議論に上がりましたので、最低限、この『問題』例を改善できるような条例でなければならない、「6億円以上」にはできない、といった判断がなされたため、「5億円以上」と設定しました。</p> <p>ただし、「5億円『未満』」であっても、『条例案』「6 - 1 市民参画の対象(5)」のとおり、「特に市民参画の機会等を確保することが必要と認められるもの」については市民参画手続を実施する必要があります。「5億円以上」は、金額と言う客観的な基準で一定の目安を定ためものです。</p>
古賀委員	<p>この規定は、「事業費」についてのものであって、補助金の額とは無関係か。</p>
事務局	<p>補助金の額とは無関係です。</p> <p>また、市民参画の対象(4)はあくまで市が単独で行う事業に限った規定ですので、国と共同で行う事業等については、重要性や市民感情等に照らし適切な市民参画手続を実施していくこととなります。</p>
河井委員長	<p>仮に今後、新駅事業が実施されるとすると、事業費はどの程度になるのか。</p>
加藤副委員長	<p>約60億円と聞いている。まだ完成したイメージのイラストしかわからないが、事業を本格実施するとそのような額になるらしい。</p>
河井委員長	<p>「自治基本条例審議会」ではなく「市民参画推進審議会」を設けるというのは、行政側の調整を経た一定の「前進」と考えてよろしいか。</p>
事務局	<p>当初、事務局側では「自治基本条例審議会」が市民参画推進条例の推進評価機関を兼ねる形の方が効率がよいだろうと考えていました。しかし、法規を専門とする総務課文書・情報公開担当とともに精査した結果、個別の条例には個別の審議会を設置すべきであって、最高法規の自治基本条例を審議する「自治基本条例審議会」はあくまでも自治基本条例のみを審議すべきである、という判断に至りました。審議会の数をむやみに増やすことはしたくありませんが、その点については別に行革の視点で議論を行い、効果的な形に</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>整理していくこととします。</p> <p>事務局からの報告について、他に質問や意見はあるか。</p>
高橋（伸） 委員	<p>「5億円以上」という金額は、ハード面の整備においては今後もあり得ると思うが、ソフト面での事業ではまずあり得ない額である。しかし、一定程度のたがをはめておくことはできると思う。</p>
河井委員長	<p>第10回市民検討委員会で、高橋（伸）委員が提出した『北本市中央公民館パソコンルーム運営などに関するご提案』の件で議論したことがあった。こうしたソフト的な事業の運営こそ、行政の担当職員だけで考えるのではなく、市民に面と向かってオープンに相談してもらえそうな仕組みを今後構築していくべきだろう。</p>
河井委員長	<p>(2) 北本市協働推進条例及び市民活動促進施策の検討の進め方について</p> <p>本議題について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の第13回市民検討委員会で確認していただいたとおり、協働推進条例と市民活動促進施策は来年度にかけ両案を一体的に検討していくこととしました。</p> <p>この検討を行うにあたり、「協働」あるいは「市民活動」の主体である市民活動団体の実態と意向を把握することを目的にアンケートを実施します。来年1月に質問項目を確定し、2月に調査実施、そこで得られたデータをもとに3月以降に議論を進めていきたいと考えています。</p> <p>ここで事務局から提案があります。次回以降の検討作業は、庁内の作業部会と市民検討委員会が別々に進めるのではなく、両会合同開催の形で一緒に考えを深めていってはどうか、というものです。</p> <p>「参画」は「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加すること」（北本市自治基本条例第3条第5号）でしたが、「協働」は「対等の立場で共通の目標に向けて協力すること」（北本市自治基本条例第3条第6号）です。扱う論点の性質を踏まえ、このような提案をさせていただきました。</p> <p>ただし、会の運営については委員長をはじめ委員の皆さんの意見を尊重したいと思いますので、異論や疑問があればこの場で御発言ください。</p>
河井委員長	<p>「協働」の当事者は我々市民、そして行政職員である。両者が協力するためには、互いの意思の疎通を図る必要があるだろう。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>議論を行うにあたっては、毎度事務局を介して間接的にやり取りするよりも、同じテーブルで話し合った方が効率的だと思う。</p> <p>委員の皆さんも行政職員も、貴重な時間を割いて議論を行っている。無駄のない形での意見交換が可能になると思われるので、そのような方針でよいのではないか。</p>
高橋（伸）委員	<p>私は、市民検討委員会委員に留まらず、広く市民全体に「協働」の概念を理解してもらい取組みを先行すべきだと思う。</p> <p>私自身、この市民検討委員会に参加することで大変勉強になった。これまで10数年間「協働」と呼ばれる分野に携わってきたつもりであったが、やはり「協働」を理解できてはいなかったのだと今になって強く感じる。</p> <p>先日、私が所属するまちづくり観光協会の上申書の素案を作成した。作業に際して会規約を改めて読み直したが、そこには「協働」の文字は一切入っていなかった。ほんの10数年前までは、世の中には「協働」の発想すらなかったのではないか。行政と市民の関わりといえば、市政への「参画」や、行政からもらった「補助金」を使い自分たちが考えた市民活動を実施することばかりであったように思う。</p> <p>近年「新しい公共」という用語が持てはやされているが、そもそも「協働」とはどのような概念なのか、その概念をどのように取り上げたら市民全体に理解してもらえるか、そうした論点の解決に優先的に取り組んでいかなければならないのではないか。</p>
秋吉委員	<p>これまでに、学校パトロール等、学校と地域が協力して取り組んだ事業はいくつもあったと思う。</p> <p>ただし、「私たちは『協働』を担っているのだ」といった意識は市民の側にも行政の側にも無かったのではないか。そうした事業は、予算が潤沢なうちはお互いが積極的で、会議やイベント等が盛んに開催され盛り上がったが、予算が次第に無くなってくると尻切れトンボのように縮小していった。</p> <p>やはり、自らが「協働」を担っている当事者である、という意識を、市民も行政も持つ必要があるだろう。そのためには、市民と市の間では現在どのような協働事業が実施されているのか、またまちづくりについてお互いがどのようなことを考えているのか、これらの点をもう一度見つめ直し、話し合っていかなければならない。</p>
高橋（伸）委員	<p>行政と一緒に何かをやる、といった場合には、市民が行うイベントに行政の後援を取り付けることがほとんどであった。事業の実態</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	面において「対等な立場で」取り組んでいたかといえば、そうではなかった。 「協働」らしきことをやっても、これが「協働」である、と当事者は意識してこなかったものと思われる。用語としての「協働」は存在していても、その概念を市民や行政は理解していなかった。
秋吉委員	たびたび議論になっていることだが、市民と行政の、両者の意識改革が必要である。
河井委員長	関心を持つまでが、最も難しい。 「新しい公共」の中で大きなウェイトを占める「協働」の概念は、大人に対してだけでなく、子どもたちに対しても教えていくべきものだと思う。
高橋（陽）委員	用語の文字だけを眺めていても理解しづらい。こういう会議に出席しなければわからないことが、たくさんあった。
高橋（伸）委員	「市民参画」や「協働」を、市民に自らの問題として認識してもらえそうな仕組みをつくっていかなければならない。条例の策定作業と市民への啓発作業を並行して実施していかなければ、条例が市民から遊離したものになってしまうだろう。 こうした方策についてきちんと予算をつけて推進するという意識が、現在の市には不足しているように思う。
秋吉委員	しかし、結局は単純なことなのではないか。 大きな予算をつけたり、東京都足立区のように協働マニュアルをつくったりしなくても、各課の職員が自らの仕事の各場面で着実に意識的に協働事業を重ねていけば、これが「協働」だったのか、と各自が明確に認識できるようになると思う。
高橋（伸）委員	行政職員の意識改革の必要性については理解できるが、市民に対しても積極的な啓発を行う必要がある。市民が条例を随時参照することで協働事業をより身近に感じられるような形にしていきたい。
秋吉委員	確かに多くの市民は、まちづくりに対しおそろしいぐらいに無関心である。
河井委員長	そもそも、どのようなものが協働事業なのかがわからないのでは

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>ないか。協働推進条例は、年度当初に協働テーマを市が公表し、市民の意見を踏まえ、双方向的に議論して事業を実施していくような形にすべきだろう。</p> <p style="padding-left: 2em;">市に予算が無いのなら、広報周知等の手法で工夫すべきである。</p>
河井委員長	<p>北本市の今後のまちづくりに大きく関わる問題である。予算が無いのなら毎月の広報の1ページを割く、そのぐらいのことを市民検討委員会としても要望していきたい。</p>
事務局	<p>協働分野について行政職員全体の研修を行おうとしても、予算不足のため、専門家を講師として呼ぶことが不可能な現状です。</p> <p>先ほど事務局から提案させていただきました市民検討委員会と作業部会の合同開催については、今年度さまざまな議論を重ねた市民検討委員会の皆さんと面と向かって話し合うことにより行政職員が市民との協働の進め方を学んでいく、といった意味もあります。4月に人事異動があると、行政側の委員・会員構成がどうしても入れ替わってしまいます。「自治基本条例」「市民参画」「協働」「市民活動支援」といった概念を理解できる職員を増やしていくことが、これからの北本市のまちづくりに寄与するのではないかと思います。</p>
高橋（伸）委員	<p>そうした各概念を考人学級等で市民に丁寧に説明することで協働のまちづくりを担う市民を増やしていく方法もある。</p> <p>私が「埼玉都民」をやっていた頃から、北本市は市民活動の「先進地」であった。まちづくりについてのさまざまな取組みは近隣自治体でも同じようなものだろうと思っていたが、実態を調べると意外にもそうではなかった。自治会連合会とコミュニティ協議会の補完関係や、市民会議、まちづくり観光協会等、北本は「『絶対的』な先進地」ではなくとも、「『相対的』な先進地」だったとは間違いなく言える。</p> <p>このような過去から続くまちづくりの歴史や物語が整理されていないため、北本市の先進性を市民全体に簡潔に理解させることが難しく、新しいまちづくりでたびたび苦勞しているのではないか。</p> <p>最近では、市内NPO法人の「さいたま山に親しむ会」がクラブハウスをオープンした。地域に根差したコミュニティカフェという位置づけの事業で、地域と市民活動団体の新しい関係を切り開いたことは非常に喜ばしいことだと思う。</p> <p>国のレベルでは、1995年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動や市民団体活動を促進するため特定非営利活動促進法（NPO法）が成立した。それを受けて、北本市内にも</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	<p>NPO法人が10数団体誕生した。</p> <p>このような、国家レベルと市レベルの市民活動の進展経緯と、市で現在どのような協働事業が行われつつあるのかを、市民に正しくわかりやすく伝えていかなければならない。カリキュラムを組むことで、考人学級やPTA等の機会を活用していってもらいたい。</p> <p>ごみ減量等推進市民会議の運営について、行政との関係や人員確保の面で先を案じてはいるが、過去を再認識し新しい段階へと繋げていかなければならないとも感じている。</p>
河井委員長	<p>北本市は普段は外から注目される自治体ではないかもしれないが、市民活動が活発だと市外に向けてPRを進めていくべきだ。この点について市民も行政も誇りを持つべきである。</p>
古賀委員	<p>環境政策等では意外と有名で、知る人は知る先進自治体、という位置にいるようだ。</p>
高橋（伸）委員	<p>特定分野における専門家ほど北本市をよく知っているようだ。</p> <p>北本市のまちづくりについて、民間企業に勤めてある程度のレベルで長年やってきた方からすれば多少まどろっこしく思えるかもしれないが、近隣自治体と比べると、「あれ、北本はこのぐらいできているのに他の自治体は全然できていない」と気づくことがたびたびある。市民活動の先進自治体としての芽は十分にあると思う。この点は、市のイメージ戦略にも繋げていったらよいのではないか。</p>
河井委員長	<p>「協働」なのだから、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して事業を行わなければならない。行政が市民に事業を単に丸投げしたり、負担を市民に押し付けたりするだけではない。</p> <p>次回の市民検討委員会を庁内検討委員会作業部会と合同で開催することについては、委員の皆さんはよろしいか。</p>
一同	<p>—了承—</p>
河井委員長	<p>(3) 協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて</p> <p>本議題について、事務局からの説明をお願いする。</p>
事務局	<p>第9回市民検討委員会で配布した『あさか市民活動ガイドブック』（朝霞市）と、これまでの市民検討委員会での議論を参考にアンケート案を作成しました。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>このアンケートの実施目的は、大きく分けて2点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体の実態と意向をデータとして把握し、協働推進条例及び市民活動促進施策の検討に役立てる。 ・ 「協働」の主体となる市民活動団体の情報を一覧化し、市民や行政に向けて発信する。 <p>以上の目的を達成するために、検討作業のたたき台として事務局側でアンケート案を作成しました。 各質問項目で把握しようとした点は、主に以下のとおりです。</p> <p>質問Ⅰ：団体の概要（市民や行政に向けて一覧化） 質問Ⅱ：団体の会員構成 質問Ⅲ：行政からの委託事業の実態 質問Ⅳ：行政からの助成金の規模 質問Ⅴ：団体活動に不足しているもの 質問Ⅵ：NPO法人格取得の意志 質問Ⅶ：行政機関との協働の意志 質問Ⅷ：他市民活動団体又は企業との交流・連携の意志 質問Ⅸ：市への要望や提案等（自由記入欄）</p> <p>言葉づかい又は全体の構成については次回の市民検討委員会・作業部会合同開催の会議の中で直していきますが、必要又は不要な質問項目がありましたら御指摘を頂きたいと思えます。</p> <p>また、本日このアンケート案をお持ち帰りなって、委員の皆さんが所属する団体に当てはめて仮の回答を記入していただくと、改良点の発見が容易になるものと思われまます。御協力ください。</p> <p>調査対象の予定は資料に挙げたとおりで、今のところ調査対象は大体100団体程度の規模になるものと予想しています。</p> <p>質問項目と調査対象を1月に決定、調査を2月に実施、そのデータをもとに3月以降議論を行っていきます。</p>
河井委員長	<p>このようなアンケート案を、事務局側で作成していただいた。 質問や意見のある委員は御発言いただきたい。</p>
高橋（伸） 委員	<p>調査される側の立場では、まじめに回答していると非常に時間をとられるように感じた。年齢別の人数構成等、自団体を改めて精査しなければならないような質問項目は、少々重い。</p>
秋吉委員	<p>「市民公益活動団体」と呼ばれ継続して活動しているようなきち</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	んとした団体であれば、自団体の構成や活動内容は十分に把握しておくべきではないか。年齢構成、常勤・非常勤、有償・無償の会員数等、基本的な項目は、どの団体もすらすらと答えられるようにしなければならないと思う。
河井委員長	アンケートは、市民検討委員会名で各団体へ送付するのか。
事務局	市民検討委員会と作業部会が協力して案を作成し、市民検討委員会と市の連名で送付することを考えています。
高橋（伸） 委員	サンプル調査ではなく全数調査であること、また今回のアンケートの実施目的に照らすと、やはり高い回収率を目指すべきだろう。お金をかけられないのであれば、直接対面で調査を行う等、必要な手間をかけるべきである。
河井委員長	アンケートの実施目的をより明瞭に記載しておくべきだろう。「協働」という概念に慣れない市民でも趣旨を理解できるよう丁寧に説明した上で、アンケートをとらなくてはならない。 質問Ⅱ【2】についてだが、年齢を10年単位で区切る必要はないのではないか。もう少し大雑把でも構わないと思う。
事務局	近年高齢化が進み、北本市においても市民活動団体の担い手は定年後の高齢者ばかりだ、といった認識が行政にも市民にも根強いです。しかし、もしかすると実態は異なるかもしれません。 仮に会員構成が高齢化しているとして、「60歳以上」といった括りでは雑ぱく過ぎます。また、60歳以上を10年単位で分けるのであれば、20歳未満を一括りにすべきでもないと思われれます。 団体の実態を把握し、条例や施策の検討に役立てるために、会員の年齢構成をある程度精確に把握することが必要と判断しました。 ただし、「10年」の単位は必須の内容ではないように思いますので、10年という単位が細かすぎるといいう指摘が多いようでしたら速やかに修正したいと思います。
秋吉委員	各団体には高齢者が増えている。60代、70代、更には80代以上の方々までいる。そういう方々は、50代の会員なんて随分若い、等と言う。市民にはいろいろな方がいる。北本市の実態に則した質問項目を作成することが望ましいと思う。
加藤副委員 長	北本市自治会連合会が調査対象となっているが、自治会員全ての人数を把握することは難しいのではないかと。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	各団体の性質にそぐわない質問項目については、回答できない場合もあるかと思えます。調査対象団体の選択や、必須回答項目の調整についても、次回御議論いただければと思えます。
河井委員長	質問Ⅱ【3】の、男性／女性／その他、のうち「その他」とはどのようなものを想定しているのか。
事務局	市民活動団体の活動は多岐にわたるため、人権やジェンダー（社会的・文化的性差）意識の高い団体にも対応できるよう、配慮しました。国内におけるアンケートだけでなく、欧米等の諸外国におけるアンケートでも、Male（男性）／Female（女性）／Other（その他）、のような回答形式が増えてきているようです。 他の質問項目に「その他」という回答形式を設置したのも、性別の場合と同様、アンケートの汎用性をできるだけ保つことが目的です。
河井委員長	質問Ⅰ【1】14.の、「ボランティア保険」とはどのようなものか。
高橋（陽） 委員	活動中の事故に備えた保険である。名称は様々で、私が所属する団体でかけているのは「スポーツ保険」という名称のものである。
加藤副委員 長 須藤委員	自治会にも「自治会保険」というものがある。 コミュニティ協議会でも、独自に民間の保険をかけている。
秋吉委員	私の所属団体では、個人が各自で保険に加入している。 いろいろな名称の保険があるようなので、「ボランティア保険」と名称を一つに括らず、「保険」だとか「活動に関する保険」といった広い語義の表記で質問項目を作成してはどうか。
河井委員長	終了時刻となったので、今回の議論は以上とする。 アンケートについては、委員各自が所属する団体とアンケート項目とをよく見比べ、次回の議論に繋げていただきたい。 4 その他 次回委員会は平成23年1月17日（月） 午前9時30分から午前11時30分まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	5 閉 会 それでは、これをもって平成22年度第14回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。